

平成22年9月21日  
大臣官房総務課情報公開文書室  
(担当・内線 室長 平嶋 壮州  
室長補佐 大村 良平  
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

## 厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について (地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年9月3日から平成22年9月9日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/09/21)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年9月3日～9月9日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	2	1	0	0	0	3
医政局	0	0	0	0	1	1
健康局	0	1	0	0	1	2
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	50	64	1	0	0	115
職業安定局	179	56	24	2	1	262
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	1	8	0	0	0	9
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	0	1	0	0	0	1
年金局	0	3	1	0	0	4
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	232	134	26	2	3	397

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	80
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	227
法令遵守違反に関するもの	4
その他	86

**主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。**

「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。

- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
- ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

平成22年9月3日～9月9日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	1件	0件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	あっせん制度は強制力がないので、弱者救済につながらない。強制力を持たせるべきである。		御意見を承った上で、あっせん制度について説明をし、御理解を求めました。
2	個別労働紛争解決促進法における労働局のあっせん制度においては、被申請人(使用者)が最初から「ゼロ回答」を表明している事案であっても、あっせんに参加する意思があればあっせんが開催されている。当初より申請人・被申請人双方の「歩み寄りの余地のない」ことが明白なあっせんについて、「あっせん開催」は申請人及びあっせん事務局にとって「時間の無駄」であるので、あっせんを開催せずに「打ち切り」処理すべきではないか。		このような事案については、申請人に対して被申請人の現時点での「ゼロ回答」の意向を伝えていきます。その上で、あっせんに参加する意思がある申請人について、あっせんを開催しているところです。また、このような事案であっても、被申請人の意向があっせん開催中、あっせん委員の説明等により変化し、和解に至る事案もあることから、一律に打ち切り処理を行っていない現状を説明しました。
3	個別労働紛争解決制度における労働局のあっせん処理においては、同様の紛争形態の事案について、過去の事例の積み重ねをあっせん開催前に事務局において調べた上で、あっせん委員にそれを事前に示して、過去のあっせん事案の解決例に沿った和解に導くようにするべきである。被申請人(使用者)によって解決・未解決と結果が左右されるのは納得できない。		個別労働紛争解決促進法に基づく労働局のあっせん制度は、紛争当事者双方が相互に譲り合い、歩み寄ることで自主的紛争解決を促進する制度です。したがって、強制力をもってあっせん委員が一方を従わせたり、指導する制度ではない旨を説明しました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	医事課総務係(内線2566)

平成22年9月3日～9月9日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	0件	0件	0件	1件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	匿名の電話で「人の病気を治しきれない、質の低い医師が非常に多い現在の医療の状況を、なんとかして欲しい。」との要望があった。		相談者が具体的な被害を受けているのかを厚生局から尋ねたところ、一般論としてニュースでこのようなことがあったと聞いたとの返答だったため、「ご意見として拝聴いたします。」と厚生局からご回答しました。 また、貴重なご意見として、課内でも情報共有させていただきました
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 林 俊宏(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年9月3日～9月9日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	1件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	<p>先日の臓器移植法改正に伴い、脳死による臓器提供件数が著増しています。移植を待っている人にとっては朗報ですし、医療の世界標準化という意味においては、非常に素晴らしいことと感じています。</p> <p>日本は脳死が少なく、世界では珍しい、唯一と言っていい、生体移植のさかんな国となっています。もちろん、そのことで救われる方がいて、社会的背景を考えればいたしかたないことなのかもしれません。</p> <p>実際、移植医療にとって難しい背景の中、日本の肝移植、腎臓移植の成績は世界でもトップクラスです。そういった移植は、既に保険適応とされ、大学病院などの最先端の高度な医療を提供する病院だけでなく、一般病院でも行われている標準医療です。</p> <p>その標準治療の成績が、最先端の高度な医療を提供するべき大学病院において著しく低い場合、そしてそれを改善する気がないのか、改善する能力が無い場合は、なんらかの行政介入が必要なのではないでしょうか。</p>		<p>貴重なご意見として拝聴いたしました。上司・関係部局に報告するとともに関係課と情報を共有しました。</p>
2	<p>新型インフルエンザワクチン予防接種を受け、市町村で費用の還付を受けられるとのことであったが、受付期間が短く、また、受付締切日が広報紙などに明示されていなかったため、還付を受けられませんでした。</p> <p>還付事業を実施するのであれば、受付期間を拡大し、締切について十分に周知するなど還付を受けやすい制度にすべきです。</p>		<p>左記要望を本省に伝えて欲しいとのことのみであったため、要望があった旨上司に報告することをご了解いただきました。</p>
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年9月3日～9月9日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	50件	64件	1件	0件	0件	115件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	20件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	83件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	11件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	36協定の届出を中小零細企業にまで義務付ける必要があるのか。中小零細企業では、余裕が無くなかなか手が回らない。		経営規模の大小を問わず、労働基準法は労働時間、賃金等の最低基準を定めたものであり、遵守いただく必要がある旨説得し、ご理解いただきました。
2	(臨検監督を実施したところ事業主より) 事前の連絡もなく訪問されても対応できない。あらかじめ日時を調整の上、臨検監督を実施すべきである。		労働基準監督官の立入り等の権限は労働基準法に規定されていること、また臨検監督は事業場の実態を把握することから、原則として予告なしに行っていることを粘り強く説明し、ご理解いただきました。
3	解雇に関する手続が労働基準法に定められているが、退職に関する規定はどの法律に規定されているのか。		退職(雇用の解約の申入れ)に関しては、民法に規定されていることをお伝えしました。
4	(労働者の賃金未払を訴えている労働者について) 当該労働者は顧客とトラブルを起こし、ほったらかしにしたまま辞めた者だ。監督署は労働者の言うことだけ聞かず、事業主の話も聞いて判断してほしい。		労使双方から事情を聴取し、事実の確認を行った上で、指導を行っている旨ご説明し、ご理解を得ました。
5	ホテル業界は、ギリギリで人員を配置しており、労働基準法どおり年次有給休暇を付与することなどできない。		年次有給休暇は労働者を休養させることにより、労働者の心身の疲労を回復させること等を目的としていること、原則として労働者が請求した時期に与えなければならないことを粘り強く説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	地域別最低賃金の額を毎年上げるのではなく、2、3年程度現状のまま据え置くことができないか。最低賃金の上昇する額に対して、生産性の向上が追いつかない。その結果、中小企業の雇用に悪い影響が出ることを心配している。		地域別最低賃金は毎年、地方最低賃金審議会での慎重な審議を経た上で決定されていることなどをご説明し、ご理解を得ました。
7	中小零細企業は、今は、デフレスパイラルでモノを作っても安く買い叩かれる。こういった中で最低賃金が毎年自動的に上がっていることが許せない。		最低賃金の趣旨、制度及び改正手続等を説明し、ご理解を求めました。
8	年金受給者が死亡したので年金事務所に死亡届を提出したが、監督署からも死亡届を提出するように言われた。年金事務所から通知が行くようにはなっていないのか。同じ手続きを2度しなくていいようにできないのか。		厚生年金と労災年金は担当する機関が別であるので、各々届出を行っていただくことが必要である旨ご説明し、ご理解を得ました。
9	職場でメンタルヘルス対策に今後取り組もうと考えているが、誰でも利用できる相談窓口を設置してほしい。		労働局及び労働基準監督署で必要な情報提供を行っているほか、メンタルヘルス対策支援センターでも、無料で相談に対応していることをご説明し、近隣のセンターの所在地をお伝えしました。
10	(労災障害補償年金受給者の方より) スライド率の改定により、年金額が減額となった。生計維持のために年金収入に頼らざるを得ない立場の者がいることを分かってほしい。年金の減額改定はやめてもらいたい。		労災年金の支給額については、毎月勤労統計調査の結果に基づく賃金水準の変動に応じた年金スライド率から、毎年10月支払期より労災年金支給額を変更決定していること、近年の厳しい経済情勢を反映し、スライド率はマイナス傾向で推移していることについて説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 高崎 雅之(内線5653) (直通:03-3502-5352)

平成22年9月3日～9月9日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	179 件	56 件	24 件	2 件	1 件	262 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	49 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	136 件
	法令遵守違反に関するもの	3 件
	その他	74 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限がある。改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の連絡がない又は遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
3	ハローワークの求人を増やしてほしい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	ハローワークの駐車場が混んでいる。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。
5	労働者派遣法に係る専門26業務についての解釈が難しい。特に、5号「事務用機器操作」、8号「ファイリング」についての明確な解釈を教えてください。		平成22年2月8日に公表した「専門26業務派遣適正化プラン」の内容をご説明するとともに、5月26日から厚生労働省ホームページに「専門26業務に関する疑義応答集」を掲載している旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。



(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	毎年8月に基本手当日額の再計算があり、日額が下がってしまったが、不満がある。		雇用保険の基本手当は、失業期間中の生活の安定を図るために支給するものですが、その額は労働者の平均給与額の変動比率に応じて、毎年引き上げ又は引き下げを行うことが、雇用保険法において決められている旨ご説明し、ご理解を求めました。
7	社会保険未加入と言うことで、求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
8	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	雇用保険の認定日を誤って、その翌日出頭したところ、支給できないと言われた。出頭した日が1日遅れただけで支給されないのは、生活もあるのに不当ではないか。		雇用保険の失業等給付の支給に当たっては、雇用保険受給者に毎回決められた認定日にハローワークに来所していただき、失業の認定を受ける必要があり、当該認定日の変更は、本人の病気など、やむを得ない事情がある場合を除き原則として変更はできない旨ご説明し、ご理解を求めました。
10	このたびハローワークの紹介により就職できました。担当の方に親身に相談に乗っていただきました。仕事に就くありがたさを痛感いたしました。ありがとうございました。		今後もお役に立てるよう、いただいたご意見を該当ハローワーク職員で共有いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分・労働局)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年9月3日～9月9日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	7件	0件	0件	0件	8件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	5件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	改正育児・介護休業法の規定例パンフの記述について、「原則 回」といった表現となっており、どこまでが最低基準であるのかわからない。他の法律(例えば労基法)では、「最低 以上」といった表現となっている。この方が読み手にも理解しやすいので、最低基準が分かるような表現にした方がよいのではないか。		表現の違いはあるものの、基本的に規定例では法が規定する最低レベルの条件で記載されていることをご説明いたしました。 また、貴重なご意見として承りました。
2	育児・介護休業規定の点検を依頼し、2週間で回答するとのことであったが、まだ回答がないのはおかしい。そもそも規定例やパンフレット等が改正にあわせてもっと前に作成されていないのもおかしい。		規定の点検は同日終了し、その後回答しました。資料については、貴重なご意見として承りました。
3	育児・介護休業法第23条の「措置を講じなければならない」の意味がわかりにくい。就業規則等に明文化することが義務なのであれば、事業主にわかりやすいように法律を定めるべきである。		貴重なご意見として承りました。
4	父親が育児休業を取得するのは実際難しいのではないか。休業中の収入を国が保障しなければいけないのではないか。育介法のあらまし、規定例をもう少しわかりやすくできないか		現在行っている取組についてご説明し、貴重なご意見として承りました。
5	育児休業制度は復職が前提というが、人件費を考えた場合、育休取得者を復職させず替わりの者を新規採用するほうが事業主にとって有益な場合がある。また、育休期間中、代替要員を派遣で補うというのは、派遣切りが問題となったこととの関係から、本末転倒ではないか。		育児休業制度の趣旨及び育休取得者の代替要員を必ずしも派遣労働者で補うよう求めているものではないことをご説明し、ご理解を求めるとともに、貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	今回の改正育児・介護休業法では育児短時間勤務が義務化されたが、なぜ介護短時間勤務が義務化されないのか。日本が高齢社会であることから介護の問題も重要ではないのか。		今回の法改正の趣旨をご説明し、ご理解いただくとともに貴重なご意見として承りました。
7	男女雇用機会均等法第29条報告徴収に基づく行政指導について。罰則もないような生温い指導でよいのか。悪徳事業主の横行を許しているのではないか。		男女雇用機会均等法第29条に基づく行政指導の趣旨・内容や従わない場合の対応等についてご説明し、ご理解いただきました。
8	頻繁に法改正があるが、中小企業までその情報がなかなか届かない。中小企業団体中央会等の団体と連携し、情報が行き渡るようすべきだ。		関係団体と連携しさらなる周知に努めたい旨、ご説明致しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 尾崎課長補佐(内線3216)

平成22年9月3日～9月9日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	週に1度、リハビリで通院しており、今までは直接リハビリ室に行ってリハビリを受けていたが、先月からは、毎回、医師の診察を受けた上でリハビリを受けるようになった。医療機関に理由を聞いたところ、「必ず診察を行うよう指導を受けた」とのことであった。このため、診察の待ち時間が余計にかかっている。急性期の患者への診察は必要かと思うが、自分のようにある程度経過しているような場合は診察なしでリハビリだけを受けられるようにしてほしい。その方が医師の負担も軽減されるのではないかと。		リハビリテーションは、医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士等が行うこととなっており、その際、医師の診察が必要不可欠であることを説明しました。なお、保険医療機関では、診察を行わずに診療報酬の算定(再診料など)を請求することはできないことをあわせて説明しました。また、いただいたご意見については厚生労働本省へ報告する旨を伝えました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 三好(内線3313) 企画係長 岡野(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年9月3日～9月9日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	3件	1件	0件	0件	4件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	年金記録問題の予算について、国民の税金を使うのは納得がいかない。議員や公務員全員が自己負担するべきである。 なお、社会保険事務所時代にも伝えているが、一連の年金問題に対し、国民に対する謝罪が足りないのではないのか。 また、年金制度については、一刻も早く一元化するべきである。		年金記録問題については、国民の皆様にご多大な不安とご迷惑をおかけしたことについて、政府広報やホームページ等においてお詫びしてきたところです。 年金記録問題への対応に必要な経費については、予算の節約等に努めるとともに、費用対効果を勘案しつつ、十分に精査をして計上しておりますことをご理解の程よろしくお願いたします。 また、民主党のマニフェストにおいては、年金制度を例外なく一元化し、全ての人が所得が同じなら、同じ保険料を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設すること等を骨格とする法律を平成25年に成立させることとしております。
2	・法人を解散することから、厚生年金基金に脱退を申し出たところ、脱退時特別掛金として数百万円の支払いを求められ、また、納付を行わない場合は年金の支給を行わないといった説明を受けた。国はこのような基金の規約を認めているのか。 ・財政状況が厳しい厚生年金基金が多い中において、国は何の対策も行わないのか。基金が破綻した場合に被害を受けるのは国民であることを理解したうえで、厚生労働省は業務を行っているのか。		いただいたご意見に対し、以下の説明を行い、しくみについて理解いただきました。 ・基金の設立事業所が脱退する場合における脱退時特別掛金を納付することは、厚生年金保険法に規定されており、この規定に基づいた内容が基金の規約に定められています。なお、脱退時特別掛金が徴収できなかった場合においても、基金は年金を支給する義務は免れないため、この点についての基金の説明は誤りです。 ・厳しい運用環境等から財政状況が厳しい基金があることは承知しており、基金から提出された決算書を確認し、必要に応じて報告書を提出させるなどして、基金の実態を把握し指導を行っています。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
3	旧社会保険庁時代からある職員の対応に不満がある。年金機構の対応、考え方の全てが悪い。また、年金事務所で夫婦二人が働いている場合があるが、即刻どちらかを辞めさせるべきだ。いつまで職員が公的年金の「虫食い」を続ける気か。厚生労働省、地方厚生局は年金機構に対して厳格な指導、監査を即刻行い対応の悪い職員を罰するべきである。上部機関へこの意見を伝えてほしい。		日本年金機構では「お客様へのお約束10か条」を掲げ、お客様にとって、身近で信頼される組織を目指しているところです。ご意見については日本年金機構と共に情報を共有し、今後とも、相談業務等においてお客様の立場に立って対応するとともに、適切な業務実施が図られるよう指導してまいります。
4	年金制度に関して以下のようなお電話がありました。 ・障害基礎年金受給者が国民年金の保険料を免除された場合、障害基礎年金を受けられなくなると老齢基礎年金を受給することになるが、老齢基礎年金の満額でも月に6万6千円で生活が困難な水準であるのに、障害年金受給者が法定免除を受けると更に低額になってしまう。 免除を受ける人は保険料を納付する事が困難な人であり、こうした人の老後の所得補償を充実するよう考えて欲しい。		障害基礎年金受給者は国民年金の保険料納付を免除され、免除を受けた期間については保険料納付済期間と比較すると年金受給額は2分の1となること、また、65歳時には障害基礎年金又は老齢基礎年金のいずれかを選択することとなる現行法上の取扱いを説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。